

FNo.9 · 7 · 1 令和3年4月20日

公益財団法人相模原市スポーツ協会 会長 三塚 康雄 殿

相模原市長 本村 賢太郎 (公印省略)

令和3年4月20日以降のまん延防止等重点措置に係る対応について(依頼)

標記について、次のとおりとなりますので、御承知いただくとともに、各種目協会へお 知らせくださいますようお願いいたします。

1 市設置施設について

市が設置している施設は、感染防止のための対策を講じたうえで、利用時間を午 後8時までといたします。

2 料金の還付について

「午後8時以降の短縮時間に相当する料金」については、料金を還付いたします。 「利用時間が短縮されたことに伴う施設利用の中止」についても、料金を全額還 付いたします。

※上記による還付を受ける場合、利用する施設へ還付申請書の提出をお願いいたします。

3 市民選手権大会について

令和3年3月23日付「令和3年4月1日以降の市民選手権大会の実施方法等について(依頼)」でお知らせした方針に変更はありません。

改めての依頼となりますが、飲食を伴わない競技形式での実施とする等、新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上での実施となるよう御対応ください。

以上

スポーツ推進課 総務・企画班 生井、浮田、沢辺 電話 042(769)9245 (直通)